令和４年２月４日

事業適応促進業務における指定金融機関の指定について

産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第２１条の１９第１項の規定に基づき、令和４年２月３日付けで同項に規定する指定金融機関として次の金融機関を指定したので、同法第２１条の２０第１項の規定に基づき公示する。

1. 指定金融機関の商号又は名称
   信金中央金庫

2. 指定金融機関の住所
   東京都中央区八重洲１－３－７

3. 事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

営業所又は事務所の名称	所在地
法人営業推進部	東京都中央区八重洲１－３－７
法人営業第１部	東京都中央区八重洲１－３－７
法人営業第２部	東京都中央区八重洲１－３－７
名古屋法人営業部	愛知県名古屋市東区葵１－２６－３
大阪法人営業部	大阪府大阪市中央区農人橋１－４－３４